

保険課からの お知らせ

TEL 06-6992-1532

国民健康保険法の改正 国民健康保険の制度が変更(4月から)

変更点

- ▽大阪府が市町村とともに保険者となり、国民健康保険の財政運営の責任主体を担います。
 - ▽大阪府内で同じ世帯構成・所得水準であれば同じ保険料となるよう、大阪府が統一した市町村標準保険料率を示します。
 - ▽保険料減免や給付の基準も、大阪府が統一した共通基準を定めます。
- 制度改正により、守口市国民健康保険も下表のとおり変更となります。ただし、加入や脱退の届出、給付申請、保険料の分割納付の相談などは、これまでどおり守口市役所が窓口となります。
- 制度改正の詳しい内容については問い合わせください。

項目	変更後の内容
保険料率	府が示す市町村標準保険料率をもとに決定する
保険料減免基準	府が定める共通基準に合わせる
葬祭費	現行の30,000円から50,000円に変更
人間ドック費用の助成	人間ドックを受診した被保険者に対し、13,000円を上限に受診費用を助成
高額療養費の 多数回該当	府内市町村への転出の場合、高額療養費における多数回該当の対象となるための支給月数を引き継いで通算可能 注 世帯の継続性が保たれている場合のみ
被保険者証	府が定める「共通様式(府内統一)」に変更 備 平成30年度一括更新より

人間ドック受診費用の助成

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者が人間ドックを受診した場合、年度内1回に限り、受診費用を助成します。

対平成30年4月1日～平成31年3月31日に人間ドックを受診し、申請を行った被保険者(国民健康保険は40歳以上)

助成上限額

国民健康保険13,000円
後期高齢者医療制度26,000円

持被保険者証、印鑑、振込先の口座情報がわかるもの、領収書のコピー、検査結果通知書のコピー、その他資料(国民健康保険のみ)

注国民健康保険は申請時点で市民総合(特定)健康診査を受診していない人が対象です。また、事前申請が必要ですので、人間ドックを受診される前に必ず保険課の窓口で手続きを行ってください。

申 保険課

▽国民健康保険

問保険課 **TEL**06-6992-1545

▽後期高齢者医療制度

問大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課

TEL06-4790-2031

入院時の食事代が変更

4月1日から市民税課税世帯の入院時の食事代が、1食あたり360円から460円に変更されます。ただし、市民税非課税世帯の人や、課税世帯であっても、国が指定する難病や小児慢性特定疾病の患者などについては、変更はありません。

窓口業務を民間委託

よりよい市民サービスの提供と窓口業務の効率化を目指し、4月より保険課の窓口業務をパーソルテンプスタッフ株式会社に委託します。



お知らせ

転居したときの

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課税されます。市外に転出しても、市内に固定資産を所有している場合は引き続き課税対象となります。

また、海外への転勤などで家族全員が国外に転出している場合には、あらかじめ納税管理人を選定し、課税課資産税担当まで申告してください。帰国により納税義務者本人が納税可能になった場合は、速やかに納税管理人の取り消しを忘れずに申告してください。

納税管理人の選定がないと、やむをえず公示送達(市役所の掲示場に一定期間公示することで、書類が送達されたものとみなされる制度)を行うことがあります。納税管理人は必ず選定するようにしてください。

問 課税課資産税担当

TEL06・6992・1474

固定資産税の減額措置

住宅バリアフリー改修工事

新築された日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合(貸家住宅を除く)、改修工事が完了した翌年度(1年間)について、固定資産税を3分の1減額しま

す。

注減額対象の床面積は100㎡まで。税制改正により内容に変更が生じることがあります。詳しくは問い合わせください。

対象要件

▽これまでバリアフリー改修における固定資産税減額措置を受けていないこと
▽バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上▽次のいずれかの改修工事を行っていること①廊下の拡張②階段の勾配を緩和③浴室改良④便所改良⑤手すりの取り付け⑥屋内の段差解消⑦出入口の戸の改良(引き戸への取り替えなど)⑧床の材質の改良

▽次のいずれかの人が居住していること①65歳以上の人②要介護認定または要支援認定を受けている人③障がい者手帳を交付されている人

手続き

バリアフリー改修工事完了日からおおむね3カ月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添付し、課税課資産税担当へ提出

持▽納税義務者の住民票の写し(市内在住者は不要)▽領収書の写しなど

▽工事明細書、設計書の写しなど▽次のいずれかのうち、該当するもの①65歳以上の人が住んでいることが確認できるもの(住民票などの写し)②要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証などの写し)③障がい者手帳などの写し

し。

問 課税課資産税担当

TEL06・6992・1474

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者は4月2日(月)から固定資産課税台帳のうち自己の資産が記載された部分について閲覧することができます。また、借地人・借家人など自己の使用または収益の対象となる部分について閲覧することができます。

注手数料は5月31日(木)まで無料

縦覧帳簿の縦覧

納税義務者は4月2日(月)～5月31日(木)(土日、祝日を除く)の間中、市内に所有する自己の土地や家屋の価格と他の土地や家屋の価格を比較できるようにするため縦覧帳簿を見ることが出来ます。

注借地人・借家人は縦覧不可

期間(閲覧および縦覧)

時午前9時～午後5時30分

持本人確認書類(運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など)

備同居の親族が申請する場合、納税者との関係が確認できるものが必要。

納税者が法人の場合、法人の代表者または受任者であることを証するもの(委任状など)が必要。

借地人・借家人は、賃貸借契約書など地上権その他の権利の成立および有効性を証する書類が必要。

場・問 課税課資産税担当

TEL06・6992・1474

軽自動車税

4月1日現在で原動機付自転車、二輪、小型二輪、小型特殊自動車、三輪以上の軽自動車を所有または使用している人に対して課税されます。詳しくは、広報もりぐち5月号および5月初旬に発送する納税通知書を確認してください。

問課税課税政担当

TEL06・6992・1458

家庭ごみの収集は2袋まで

市では、家庭ごみの収集袋数は、45リットル以下のごみ袋で、区分ごとに1回2袋を上限として収集しています。さらなる、ごみの減量化・資源化にご協力をお願いします。

問クリーンセンター業務課

TEL06・6991・3840

変更 事業系ごみの取り扱い

市では、事業活動に伴い排出される全ての一般廃棄物について、行政による定期収集は行っていません。市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼するなど適正処理をお願いします。

問クリーンセンター業務課

TEL06・6991・6313